

平成26年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成26年度当初予算等関係)

未来づくり推進局

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は前年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年2月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) 企画課 広報課 県民課 鳥取力創造課	1 3 10 18 20
	2 歳入歳出事項別明細書		35
	3 節の明細		37
	4 債務負担行為に関する調書		38
第40号	鳥取県附属機関条例の一部改正について	鳥取力創造課	39
第64号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	企画課	41

当初予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
企画課	383,216	428,582	△ 45,366			17	383,199	
広報課	337,955	339,399	△ 1,444			174	337,781	
県民課	32,586	28,523	4,063			1,564	31,022	
鳥取力創造課	140,205	170,620	△ 30,415			112,575	27,630	
合計	893,962	967,124	△ 73,162			114,330	779,632	

未来づくり推進局予算等編成のポイント

ポイント1 未来に向けたパートナー県政の推進

- とっとり県民活動活性化センターの本格稼働
- 鳥取力創造運動推進事業（ステップアップ型を新設）
- 協働提案・連携推進事業（官民協働による地域課題解決）
- 未来づくり推進本部の運営
- 関西広域連合・中国知事会・近畿ブロック知事会等による広域連携
- 鳥取県民参画基本条例を生かした県民参画の推進

ポイント2 広報・広聴機能の充実

- とっとり情報発信費（マスメディアを有効に活用した「とっとり情報」の発信）
- 様々な広聴手法の実施（県民の声、パブリックコメント、県政参画電子アンケート等）

平成26年度（4月）組織改正に伴う移管事業一覧

（一般会計）

未来づくり推進局企画課 → 未来づくり推進局広報課

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	80,235				80,235	
広報連絡協議会運営支援事業	26,510				26,510	
合計	106,745				106,745	

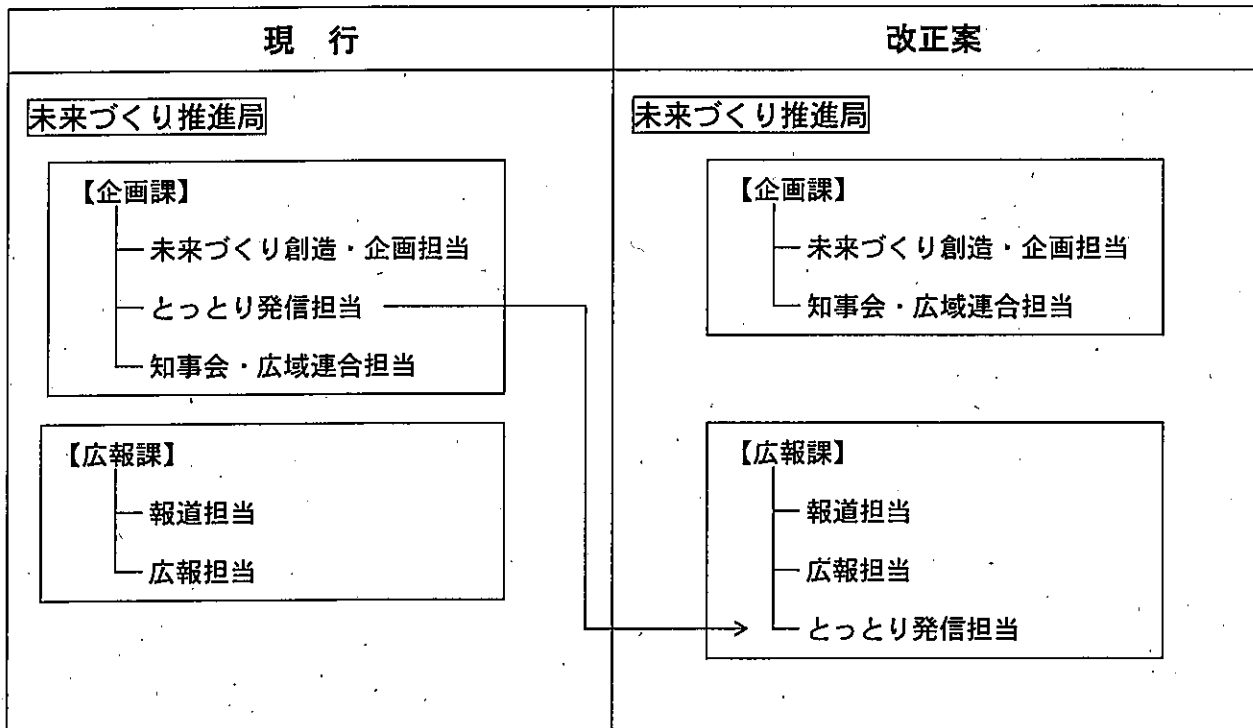
（一般会計）

未来づくり推進局鳥取力創造課 → 文化観光スポーツ局スポーツ課

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取方式の芝生化推進事業	18,287			〈財産収入〉 9 〈基金繰入金〉 17,927	351	
ガイナレ鳥取と連携した地域づくり推進事業	6,053			〈基金繰入金〉 5,753	300	
「新生」鳥取マラソン支援事業	5,080			〈基金繰入金〉 5,000	80	
合計	29,420			〈財産収入〉 9 〈基金繰入金〉 28,680	731	

【参考】組織改正概要（未来づくり推進局）



平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7651）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
県政推進費	5,576	5,474	102			7	5,569	
トータルコスト	49,688千円（前年度 50,600千円） [正職員：5.7人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	県政全般の施策や取り組みを統轄・推進							
工程表の政策目標(指標)	「みんなでやらいや未来づくり」のアジェンダ・政策項目の実現、部局横断的な県政の重要施策の効果的な推進、将来ビジョンの実現							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政全般の政策・施策・取組等を統轄し、推進 ・「みんなでやらいや未来づくり」のアジェンダ・政策項目の推進 ・部局をまたがる県政の重要課題への対応や、部局を超えた職員による政策検討の実施 ・市町村と意見交換を実施し、県と市町村が課題を共有しながら、本県の未来づくりを進める <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来づくり推進本部を中心とした部局横断的なプロジェクトの検討 ・アジェンダ・政策項目の進捗管理、取組の推進 ・行政懇談会を開催し市町村の抱える課題等について意見交換を行う <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4つの部局横断型推進チームと6つの単独設置型プロジェクトチームで、H26当初予算編成に向けた検討などを進めている。 ○政策項目のうち、目標を達成した項目が10項目（前年度5項目）となるなど、成果を挙げつつある。 ○行政懇談会の開催により県と市町村相互の意志の疎通が図られ、円滑な行政運営に寄与しているほか、厳しい財政状況の中、市町村の意識改革や自立を促しながら、共通の認識のもと県・市町村の連携した取組を推進するための重要な場になっている。 								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

企画課 (内線: 7650)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政アドバイザー スタッフ会議費	3,957	2,932	1,025				3,957	
トータルコスト	4,731千円 (前年度 3,726千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県政顧問、県政アドバイザースタッフ等の設置							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る未来づくりの推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>有識者等による意見を県政に反映させるため、以下の制度を設置。</p> <p>(1) 県政顧問 県政の重要事項(分野)に関する「大きな方向性」に対し、幅広い「大局的見地から」助言、提言をいただく県政顧問を置くもの。</p> <p>(2) 県政アドバイザースタッフ 県政の諸課題に関する「個別具体的な取組み」に対し、「専門的見地から」助言、協力等をいただく県政アドバイザースタッフを置くもの。 各部局からの要請、ニーズに応じ、講演会講師等に招聘するなど、全庁的な活用により、迅速かつ柔軟な課題解決に取り組む。</p> <p>(3) 附属機関 パートナー県政推進会議・・・鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県政への県民意見の反映や、県民と県との協働のあり方を検討するもの。 教育協働会議・・・「鳥取県の子どものための未来のための教育に関する協約」の実現と効果的な施策、知事部局と教育委員会との連携強化に向けて検討するもの。</p>								
2 主な事業内容								
区 分		【設置根拠】		【任命人数】		【報酬】		
県政顧問		鳥取県県政顧問設置規則		12名		9,900円/日		
アドバイザースタッフ		県政アドバイザースタッフ設置要綱		28名		9,900円/日		
パートナー県政推進会議		鳥取県附属機関条例		14名		8,900円/日		
教育協働会議				6名				
政策研究費	2,645	3,645	△1,000				2,645	
トータルコスト	2,645千円 (前年度3,645千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	政策課題の調査研究、関係課との調整等							
工程表の政策目標(指標)	重要施策に係る関係者の連携強化							
事業内容の説明								
<p>年度途中に発生した緊急の政策課題について、機動的な調査、検討を行うための経費である。</p> <p>(単位: 千円)</p>								
区 分		予算額		内 容				
政策課題情報収集		1,000		政策課題研究 ・訪問調査、有識者ヒアリング等(旅費、謝金)				
その他諸費		1,645		中国地方総合研究センター負担金他事務費				
合 計		2,645						

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

1目 企画総務費

企画課（内線：7131）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事会等負担金	46,387	47,691	△1,304				46,387	
トータルコスト	136,159千円（前年度123,314千円）[正職員：11.6人]							
主な業務内容	各種知事会等への参画・運営、負担金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	国の協力が必要な事業や地域の実情に即した施策の実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国知事会をはじめとする各種知事会議等の構成団体として、他の都道府県等との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応や国の施策等に対して意見を述べるなどの提案・要望活動等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合、近畿ブロック知事会等が実施する事務に対し、構成団体としての負担金（分賦金）を支出する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円（ ）内は前年度予算）</p>								
区分	予算額	内容						
全国知事会	7,898 (7,898)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の都道府県知事で組織 国の施策に対し、都道府県が一致して地方の立場で意見を述べる等の活動を実施 						
中国地方知事会	1,282 (1,082)	<ul style="list-style-type: none"> 中国5県の知事で組織 中国地方の共通する課題等について連携し取り組むとともに、国の施策に対し、共同で意見を述べる等の活動を実施 平成25年度から新たに中国地方産業競争力協議会の事務を実施 平成24年11月に平井知事が会長就任（本県に事務局を持つ） 						
関西広域連合	23,227 (22,930)	<ul style="list-style-type: none"> 関西の2府5県4政令市で組織 行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築を目指し、広域観光・文化振興等7分野の事務を実施 鳥取県は7分野のうち、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療の3分野に参加 						
近畿ブロック知事会	250 (250)	<ul style="list-style-type: none"> 近畿ブロック7府県及び三重、徳島、鳥取の知事で組織 構成府県の共通する課題等について議論し、緊急アピールや提言等の活動を実施 						
関西地域振興財団	1,750 (1,750)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾岸地域の一体的利用促進に関する事業及び関西地域の広域課題解決と新たな関西の創造に資する事業を実施 鳥取県は関西地域に係る地域振興事業（国際観光事業、文化振興事業、情報発信事業）に参加 						
分権型政策制度研究センター	400 (400)	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨に賛同する地方公共団体（岩手、富山、滋賀、京都、鳥取、岡山、広島、佐賀、長岡市）及び有識者で組織 国の施策に対する提言及びテーマに沿った研究会等を実施 						
日本海沿岸地帯振興連盟	600 (600)	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸の12府県で組織 国の施策に対し、提案・要望等の活動、合同勉強会等を実施 						
その他経費	10,980 (12,781)	<ul style="list-style-type: none"> 隣県知事会議、中四国サミット、ふるさと知事ネットワーク等の活動に要する経費等 						

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

企画課(内線:7650)

1目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	316,388	358,072	△41,684				316,388	
事業内容の説明								
一般職の職員(46名)の人件費								
未来づくり推進局 管理運営費	8,263	8,554	△291			(雑入) 10	8,253	
トータルコスト	35,350千円 (前年度36,358千円) [正職員:3.5人 非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	各部局との連絡調整、未来づくり推進局の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 連絡調整業務に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来づくり推進局及び各部局との連絡調整経費 5,800千円 ・ 非常勤職員人件費 2,463千円 								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

3 目 広報費

企画課（内線：7097）→事業実施：広報課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	(80,235)	(78,001)	(2,234)				(80,235)	
トータルコスト	92,617千円（前年度 101,309千円）〔正職員：1.6人〕							
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工 程 表 の 政 策 目 標（指 標）	<ul style="list-style-type: none"> 県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施 流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る 							

事業内容の説明

1 事業の目的

全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。

2 主な事業内容

単位：千円、（ ）内は昨年度予算

区 分	事業内容	予算額
通年メディア枠活用型 情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開 ※債務負担行為（平成25年11月補正）により着手済み	20,000 (20,000)
フットワーク型情報発信	特に緊急性・重要性の高いテーマ（素材）を中心にその他の重点テーマと組み合わせながら、効果的な情報発信をタイムリーかつ強力に全国展開 ＜情報発信の例＞ ・マスメディアを活用した情報発信 ・著名人のイベント招聘 ＜情報発信テーマ＞ ○特に緊急性・重要性の高いテーマ ・第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会 ・近くなった鳥取（鳥取自動車道全線開通、山陰道区間開通、航空便利用による旅の魅力発信） ○その他の重点テーマ 食のみやこ鳥取県（新品種梨、鳥取和牛オレイン55、松葉がに、新食材等）、山陰海岸ジオパーク（砂の美術館含む）、魅力ある移住定住先としての知名度向上	55,851 (53,497)
マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう	492 (612)
標準事務費		3,892 (3,892)
合 計		80,235 (78,001)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開している。
- ・視覚、聴覚双方に訴求し情報到達力の高いテレビによる情報発信を強力に推進している。
- ・各部局が実施する主要イベントへのメディア参加促進や集客誘因のため、PR会社の活用やメディア関係者とのコミュニケーション強化により事業効果の向上を図っている。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

企画課（内線：7097）→事業実施：広報課

3目 広報費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営 支援事業	(26,510)	(24,686)	(1,824)				(26,510)	
トータルコスト	29,606千円（前年度27,864千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標（指標）	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。

2 主な事業内容

(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営

会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。

○会員数：5,262人（平成25年12月末現在）

○会費：普通会员 2千円（2年間）

特別会員 1万円（5年間）

ふるさと会員 ふるさと納税（1万円以上）（1年間）

○会員特典：『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加

県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引

(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行

本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売（300円）も行う。

○発行回数：年4回

○仕様・規格：A4判36頁・オールカラー

○発行部数：毎号1万部

(3) 広報ワークショップの実施

会員（県、市町村、民間）等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。

(4) 写真ライブラリーの構築

県総合情報誌の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を新たに再構築し、広報連絡協議会のホームページ上に写真ライブラリーを設置する。

（参考）鳥取県広報連絡協議会

・昭和32年11月設立

・会長：県未来づくり推進局長

・事務局：県未来づくり推進局企画課内（平成26年度から広報課内）

・専従職員：常勤職員1人、非常勤職員3人

・会員：県、市町村、民間有志

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

企画課（内線：765.1）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（廃止） とっとりの未来 づくり推進事業	0	2,214	△2,214					
トータルコスト	0千円（前年度 10,158千円）							
主な業務内容	とっとりの未来づくり懇話会等の開催、将来ビジョン改訂版の策定							
工程表の政策目標(指標)	将来ビジョンの推進							
<p>事業内容の説明</p> <p style="margin-left: 40px;">検討作業終了のため廃止。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7840)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源							
県政だより広報費	60,170	66,136	△5,966			10	60,160							
トータルコスト	81,839千円 (前年度88,379千円) [正職員:2.8人 非常勤職員:1.0人]													
主な業務内容	広報紙の編集・発行													
工程表の政策目標(指標)	県民が求める県民に必要な情報を分かりやすい紙面で提供													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政や県内のさまざまな情報を県民へ分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。</p> <p>また、県政等の年間の動きを時系列で紹介する「県政の動き」をとりネットで配信する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「県政だより」発行事業 (60,120千円)</td> <td>対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)</td> </tr> <tr> <td>「県政の動き」発信事業 (50千円)</td> <td>1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業内容	「県政だより」発行事業 (60,120千円)	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)	「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。
事業名	事業内容													
「県政だより」発行事業 (60,120千円)	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)													
「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、県立図書館などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。													

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線:7021)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新聞テレビ等委託 広報費	128,118	130,781	△2,663				128,118	
トータルコスト	143,596千円(前年度149,052千円) [正職員:2.0人]							
主な業務内容	新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画・制作							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体の特性に応じて計画的な県政情報発信を行う。								
2. 主な事業内容 (単位:千円 ()内は前年度の額)								
区 分	内 容							所要経費
1 新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 鳥取県からのお知らせ(毎月第2・4木曜日) 県の生活関連情報を全5段に複数項目を掲載する。 (日本海新聞、山陰中央新報)							(45,642) 46,559
2 県政テレビ	県の施策情報をわかりやすく紹介する。 (5分番組 年35回(手話・字幕入)) また、放映後の番組を番組ホームページで動画配信する。							(25,030) 24,184
3 県政特別番組	県の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組)を制作・放送する。(年2テーマ うち1本は島根県との共同番組)							(3,840) 3,948
4 テレビスポット	県の施策情報を15秒(静止画)又は30秒(動画)で伝える。 (年14テーマ うち、島根県との共同実施 4テーマ)							(40,184) 37,648
5 ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 (年17テーマ うち、島根県との共同実施 2テーマ)							(6,675) 6,880
6 メディア ミックス広報	広報効果をより高めるため、同一デザインの広告を新聞やテレビ(30秒動画)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に広報する(テーマ毎に媒体選択する)。(年3テーマ)							(3,564) 2,743
7 マルチ メディア広報	テレビとSNS(ツイッター、フェイスブック)を活用して30秒動画により県政情報を発信する。(年3テーマ)							(3,675) 2,268
8 ペイドパブ 広報(新規)	情報番組等で、県政情報を発信する。(年3テーマ)							(0) 2,268

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報関係連絡調整費	18,330	18,400	△70			(雑入) 144	18,186	
トータルコスト	19,104千円(前年度20,783千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要 広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。</p> <p>(1) 通信社情報サービス利用(メール配信サービス、データベース等) 時事通信社「官庁速報」掲載記事や各種行政情報を庁内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。</p> <p>(2) 県内外の各種会議、研修会、取材等への参加・開催 広報活動に必要な各種会議等への参加・開催、資料作成、取材等を行う。 (日常的に必要な事務費も含む)</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7754)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広告塔等活用広報事業	2,811	2,811	0				2,811	
トータルコスト	4,359千円(前年度4,400千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。</p> <p>(1) 広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県内4箇所(県庁構内、JR鳥取・倉吉・米子駅前) ・所要経費 … 2,811千円(広告データデザイン作成、掲出作業) <p>(2) 電光掲示板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県庁構内 								
広報活動管理費	5,186	4,618	568			(雑入) 10	5,176	
トータルコスト	24,534千円(前年度24,478千円) [正職員:2.5人 非常勤:1.0人]							
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営・運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>県政記者室を通じたパブリシティ活動等を行う。</p> <p>(1) 知事定例記者会見</p> <p>会場設営準備、手話通訳者の配置、映像ライブ配信の実施運営、会見録のホームページ公開作業等を行う。</p> <p>(2) 県政記者室への資料提供、記者発表等</p> <p>庁内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者会との連絡調整を行う。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7020)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
インターネット広報費	12,868	10,650	2,218				12,868	
トータルコスト	29,894千円(前年度28,127千円) [正職員:2.2人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標(指標)	見やすく利用しやすいホームページをつくり、迅速に情報更新							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とりネット管理運営事業 (12,868千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・CMS(※)の運営及び運用・研修・相談による各所属への指導・支援など ・専門性の高い改修作業や庁内からの高度な相談への対応業務の外部委託 ・自動翻訳、音声読み上げサービスの利用 ・CMSサーバのリース期間満了に伴う機器更新

※).CMS

「コンテンツマネジメントシステム(Content Management System)」の略称で、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。鳥取県ではCMSを平成18年に導入し「とりネットCMS」として運営している。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線:7020)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他 (雑入)	一般財源	
ソーシャルメディア利 活用事業	3,727	3,316	411			10	3,717	

トータルコスト 8,370千円(前年度8,082千円) [正職員:0.6人 非常勤職員:1.0人]

主な業務内容 ユーチューブ、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した情報発信

工程表の政策目標(指標) 新しい手段を活用し、タイムリーに情報を発信

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内外への積極的な情報発信の実行と、県民と情報の共有を通じ、パートナー県政の実現を図ることを目的として、様々なソーシャルメディア(※)を活用した「とっとり」の情報発信を行う。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とっとり動画ちゃんねる 運営事業(3,320千円)	インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」の運営。複数のチャンネルを設定し、職員が企画、取材、編集、出演する動画(番組)を定期的に配信する。(非常勤職員1名配置)
ツイッター・フェイスブ ック活用情報発信事業	ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアを活用し、鳥取県の情報をタイムリーに発信する。
ソーシャルメディア利用 促進事業(135千円)	ソーシャルメディアの活用にあたり、リスク管理を図った上で、全庁的にソーシャルメディアを活用し、タイムリーに鳥取県の情報を発信することができるように研修を行う。
(新規) とっとり絵コンテグラン プリ開催事業(272千円)	動画のアイデアを絵コンテの形で県民等から募集して審査を行い、優秀な作品については県のCMとして動画を制作し、放送する。併せて、県内の動画作成に関心のある方に対して動画(絵コンテ)養成講座を実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「とっとり動画ちゃんねる」では、話題性・ニュース性のある動画により県の魅力を発信している[アクセス数;678,371回(H26年1月末現在)]。また、お笑い芸人を起用した分かりやすい県政情報の発信や手話ちゃんねるの開設など、より幅広く多くのかたに視聴していただけるよう取り組んだ。
- ・県職員を対象とした利用促進研修を行ったことにより、ソーシャルメディアを利用した情報発信に取り組む所属が増えている[所属数;34所属(H26年1月末現在)、対前年度比9所属の増]。

(※) ソーシャルメディア

今までのメディアと異なり双方向が特徴のメディア。ツイッターなどインターネットを利用して個人が情報発信することで利用者同士のつながりができ、発信された情報が広く拡散して影響力を持つようになっている。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

企画課（内線：7097）→事業実施：広報課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	80,235	78,001	2,234				80,235	
トータルコスト	92,117千円（前年度101,309千円）〔正職員：1.6人〕							
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施 流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る 							

事業内容の説明

1 事業の目的

全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。

2 主な事業内容

単位：千円、（ ）内は昨年度予算

区 分	事業内容	予算額
通年メディア枠活用型 情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開 ※債務負担行為（平成25年11月補正）により着手済み	20,000 (20,000)
フットワーク型情報発信	特に緊急性・重要性の高いテーマ（素材）を中心にその他の重点テーマと組み合わせながら、効果的な情報発信をタイムリーかつ強力で全国展開 <情報発信の例> ・マスメディアを活用した情報発信 ・著名人のイベント招聘 <情報発信テーマ> ○特に緊急性・重要性の高いテーマ ・第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会 ・近くなった鳥取（鳥取自動車道全線開通、山陰道区間開通、航空便利用による旅の魅力発信） ○その他の重点テーマ 食のみやこ鳥取県（新品種梨、鳥取和牛オレイン55、松葉がに、新食材等）、山陰海岸ジオパーク（砂の美術館含む）、魅力ある移住定住先としての知名度向上	55,851 (53,497)
マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーやライターなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう	492 (612)
標準事務費		3,892 (3,892)
合 計		80,235 (78,001)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開。
- ・視覚・聴覚双方に訴求し情報到達力の高いテレビによる情報発信を強力で推進している。
- ・各部局が実施する主要イベントへのメディア参加促進や集客誘因のため、PR会社の活用やメディア関係者とのコミュニケーション強化により事業効果の向上を図っている。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

企画課（内線：7097）→事業実施：広報課

3 目 広 報 費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営 支援事業	26,510	24,686	1,824				26,510	
トータルコスト	29,606千円（前年度 27,864千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標（指標）	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。

2 主な事業内容

(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営

会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。

- 会員数：5,262人（平成25年12月末現在）
- 会費：普通会員 2千円（2年間）
特別会員 1万円（5年間）
ふるさと会員・ふるさと納税（1万円以上）（1年間）
- 会員特典：『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加
県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引

(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行

本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売（300円）も行う。

- 発行回数：年4回
- 仕様・規格：A4判36頁・オールカラー
- 発行部数：毎号1万部

(3) 広報ワークショップの実施

会員（県、市町村、民間）等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。

(4) 写真ライブラリーの構築

県総合情報誌の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を新たに再構築し、広報連絡協議会のホームページ上に写真ライブラリーを設置する。

(参考) 鳥取県広報連絡協議会

- ・昭和32年11月設立
- ・会 長：県未来づくり推進局長
- ・事 務 局：県未来づくり推進局企画課内（平成26年度から広報課内）
- ・専従職員：常勤職員1人、非常勤職員3人
- ・会 員：県、市町村、民間有志

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入)	一般財源	
総合受付等運営費	10,829	10,897	△68			113	10,716	
トータルコスト	18,568千円(前年度18,841千円) [正職員:1.0人、非常勤職員:3.6人]							
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	総合受付及び県民室情報コーナーの管理運営を行う。							
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広聴実施事業(パブリックコメント、県政参画電子アンケート、出前説明会、アンケートシステム整備)	11,953	11,436	517				11,953	
トータルコスト	26,657千円(前年度24,941千円) [正職員:1.9人、非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	庁内調整、意見聴取、県民説明、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							
事業内容の説明	<p>県政の様々な課題などについて広く県民の意見を聴取するパブリックコメントや、事前に登録していただいた会員の意見を聴取する電子アンケートを実施する。また、県職員が地域の集会等に出向いて県政課題などについて説明し、県民の意見を聴く出前説明会を実施する。</p> <p>あわせて、県施策に対する特定層(年代、居住地、性別等)の県民意識の把握手法を充実するため、住民基本台帳を利用した抽出方式やWebを利用した民間リサーチ方式によるアンケートを行う。</p> <p>【参考】県政参画電子アンケートの会員数 297人(H24年度末)⇒472人(H26年1月末)</p>							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課 (内線: 7025)

3目 広報費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入)	一般財源	
県民の声推進費	6,872	4,210	2,662			21	6,851	
トータルコスト	30,863千円 (前年度 36,780千円) [正職員: 3.1人、非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	提言等受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民参画基本条例の理念の下、県民の参画による県政を推進							
事業内容の説明								
<p>県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。</p> <p>また、県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、庁内への助言・研修を行う。</p>								

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課 (内線: 7753)

4目 文書費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入)	一般財源	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	1,091	1,020	71			230	861	
トータルコスト	16,569千円 (前年度 16,908千円) [正職員: 2.0人]							
主な業務内容	開示請求受付、開示決定審査、審議会運営、各種制度の相談・協議・指導等							
工程表の政策目標(指標)	県民参画の基本となる県行政の情報公開を徹底							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>情報公開・個人情報保護・行政手続制度の運用により、透明性の高い県民に開かれた県政を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 情報公開・個人情報開示請求の受付、開示決定等。</p> <p>(2) 開示決定等への不服申立て等の審議。</p> <p>(3) 研修会の開催等による制度の周知徹底。</p>								

平成26年度 一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

2項 企画費

県民課 (内線：7848)

3目 広報費

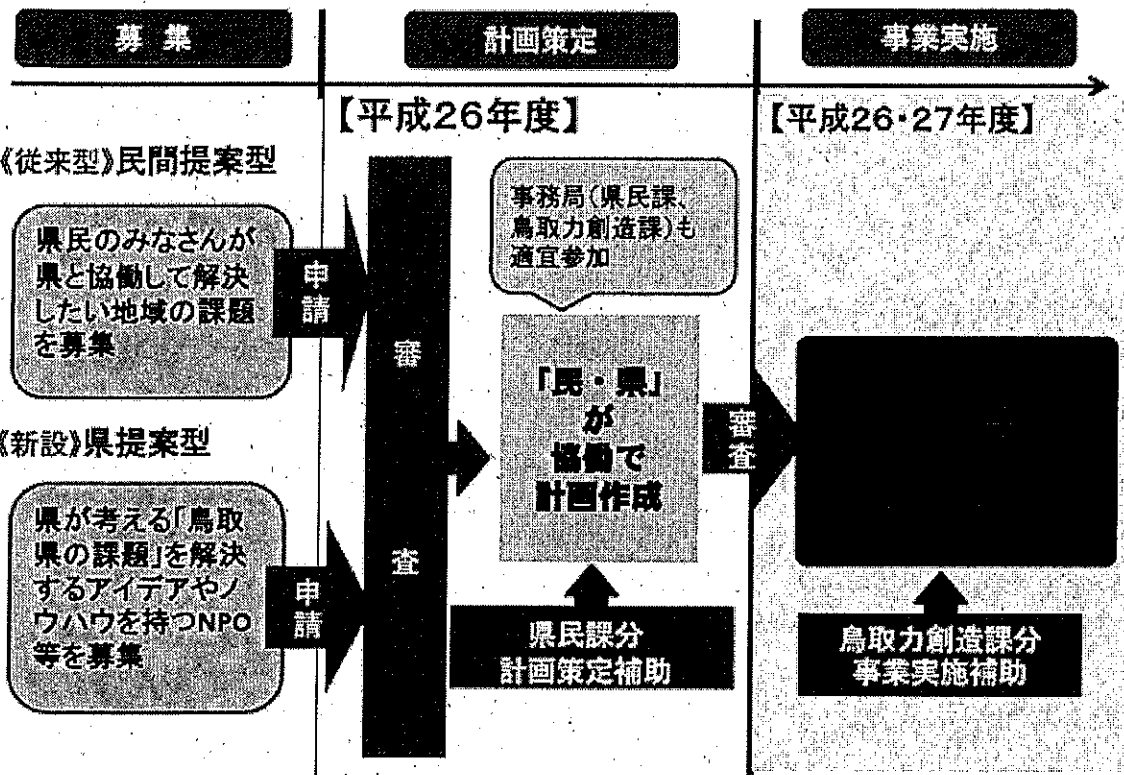
2目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線：7071)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働提案・連携推進事業	県民課	1,841	960	881			(基金繰入金) 1,200	641
	鳥取力創造課	16,270	8,083	8,187			(基金繰入金) 14,000	2,270
	計	18,111	9,043	9,068			15,200	2,911
トータルコスト	32,041千円 (前年度 13,015千円) [正職員：1.8人役] (内訳：県民課 6,484千円 [正職員：0.6人役] 鳥取力創造課 25,557千円 [正職員：1.2人役])							
主な業務内容	事業実施に係る提案募集、審査会の運営、研修の実施、各種調整、委託事務の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、計画から実施までを民間主導のもと官民協働により実施するために必要な経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出する。 平成26年度は、県民から地域課題を募集する「民間提案型」に加え、県が民間団体と協働で行いたい県政課題について募集する「県提案型」を創設し、一層の充実を図る。 								
2 主な事業内容 (単位：千円) () 内は昨年度予算								
区分	予算額	内容						
協働提案・連携推進事業 (計画策定補助) 【県民課実施】	(960) 1,841	県との協働により主導的に地域課題解決に取り組む団体に対し、具体事業を募集し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額：上限300千円(補助率10/10) 4件 審査に係る経費：641千円 ○実施時期：平成26年度						
協働提案・連携推進事業 (事業実施補助) 【鳥取力創造課実施】	(8,083) 16,270	○上記事業により協働で策定された計画の実行可能性等を審査し、採択された事業の実施への経費を支援する。 ・平成25・26年度事業分(債務負担行為) 補助金額：上限2,000千円(補助率10/10)、3件 審査に係る経費：140千円 ・平成26・27年度事業分(債務負担行為) 補助金額：上限2,000千円(補助率10/10)、4件 審査に係る経費：587千円 ○協働に関する理解を深める研修を実施する。 ・平成25・26年度事業分 事業振り返り研修(1回)に係る経費：229千円 ・平成26・27年度事業分 基礎研修(1回)、アドバイス研修(団体毎に4回分)に係る経費：1,144千円 ○標準事務費：170千円						
計	(9,043) 18,111							

鳥取県協働提案・連携推進事業イメージ



3 これまでの取組状況、改善点

○取組状況

平成25・26年度事業においては、11件の応募に対し、3件を採択。現在、いずれの団体も計画策定中であるが、平成25年度末までに計画策定が終了し、事業実施補助のための審査会を開催する予定。

[平成25・26年度事業採択団体]

団体名	事業概要
NPO法人智頭町森のようちえんまるたんぼう	森のようちえんの取組を推進するため、その活動の魅力を損なうことなく認可が得られる仕組み作りを行う。
南部町商工会	地域の活性化と課題解決のため、センスと行動力のあるIJUターン者の誘致や集いを行う。
山形地区振興協議会	智頭林業の歴史を継承し、まちづくりの起爆剤とするため、沖ノ山森林鉄道を主軸として林業資料収集・展示やイベントを開催する。

○改善点

平成26年度は、県民から地域課題を募集する「民間提案型」に加え、県が民間団体と協働で行いたい県政課題について募集する「県提案型」を創設し、一層の充実を図る。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線: 7248)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取力創造運動推進事業	50,129	73,825	△23,696			(財産収入) 29,691 (基金繰入金) 10,100 (雑入) 7	10,331	
トータルコスト	73,346千円 (前年度100,835千円) [正職員: 3.0人 非常勤職員: 1.0人]							
工程表の政策目標 (指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。(鳥取力実践団体の登録: 平成26年度末200団体)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「みんなで やらいや 未来づくり」パートナー県政の実現に向け、県民、NPO、住民団体、事業者などの様々な主体が連携し、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりに取り組む活動の支援や機運醸成、ネットワークづくり及び人材育成などに取り組み、活力ある地域の創造を図る。

2 主な事業内容

(1) 活動のサポート (鳥取力創造運動支援補助金)

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
スタートアップ型 (新規分)	7,000	地域づくり活動に意欲のある団体が行う、新たな一歩を踏み出す取組、これまでの取組の拡充、試行的に行う取組に対し支援 ○補助金額: 上限10万円 (補助率10/10)、70件程度
スタートアップ型 (継続分)	2,000	地域づくり活動を継続的に実施する団体がこれまでの取組に工夫を加えて継続する取組に対し支援 (過去スタートアップ型の補助を受けた取組が対象、26年度以降1回限り) ○補助金額: 上限10万円 (補助率3/4)、20件程度
(新) ステップアップ型	4,500	過去にスタートアップ型 (継続) の補助を受けて実施した取組で、事業を中・長期的に継続・拡大していくための取組に対し支援 (事業に必要なハード整備費を1回限り対象とする) ○補助金額: 上限30万円 (補助率3/4)、15件程度
発展型	8,000	地域づくり活動に意欲のある団体がこれまでの活動を発展させる取組で、他のモデルとなり地域の活性化に寄与する活動に対し支援 (事業に必要なハード整備費を対象とする) ○補助金額: 上限100万円 (補助率3/4)、8件程度
市町村連携コース	2,410	発展型の取組で、複数の市町村と協働・連携して成果を生み出す事業に対し支援 (事業に必要なハード整備費を対象とする) ○補助金額: 上限100万円 (補助率3/4)、2件程度 ○実施時期: 平成26年度~27年度 (債務負担行為) ※25年度からの継続分410千円を含む
ネットワーク型	8,000	複数の活動団体が協力・連携 (ネットワーク化) して新たな成果を生み出す事業に対し支援 (事業に必要なハード整備費を対象とする) ○補助金額: 上限200万円 (補助率3/4)、4件程度
市町村連携コース	2,100	ネットワーク型の取組で、複数の市町村と協働・連携して成果を生み出す事業に対し支援 (事業に必要なハード整備費を対象とする) ○補助金額: 上限200万円 (補助率3/4)、1件程度 ○実施時期: 平成26年度~27年度 (債務負担行為) ※25年度からの継続分100千円を含む
(廃止) ビジネスモデル創出型	0	平成24~25年度の2年継続事業であり、平成25年度で終了
計	34,010	

(2) 鳥取力創造運動推進委員会

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
(新) 鳥取力創造運動推進委員会	1,268	鳥取力創造運動の推進に関する事項について総合的に審議 ○鳥取力実践向上のための指導・助言 ○鳥取力創造運動支援補助金審査基準の設定、申請事業の審査 ○補助金採択事業に対する評価・助言
(廃止) 鳥取力創造キャビネット	0	有識者・支援機関等により鳥取力創造運動の推進、展開方法を検討 ※26年度以降は、鳥取力創造運動推進委員会等の枠組みを活用
計	1,268	

(3) ネットワークづくり・情報発信

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取力サイトの運営(鳥取力実践団体登録制度)	2,517	鳥取力実践団体登録制度により登録された活動団体等による主体的なネットワークづくりを支援するとともに、各種情報発信を実施 ○登録団体に係る活動状況のPR ○活動団体間の交流の場の設定 ○助成金情報等の配信 ※サイト保守委託料・非常勤職員人件費
鳥取力創造運動PR	3,084	○マスコミとのタイアップによる活動団体と活動内容の発信 ○まちづくり事業を県で集約し、月1回程度まとめて報道機関等へ情報提供 ○情報誌等、各種メディアを活用したより効果的な情報発信
鳥取力創造まつり	2,000	鳥取力実践団体や県民の地域づくりに対する機運を醸成し盛り上げるイベントを開催 ○トークセッション(地域づくりに携わるパネリスト等による対談) ○分科会(テーマを設定し、実践事例を基に意見交換) ○活動団体による活動PRブースの設置、交流の場づくり
鳥取力創造運動活動事例集	0 (人件費のみ)	鳥取力実践の先進・成功事例等を取りまとめて、全県的な取組の底上げを図る。(追加事例の取材と電子媒体での発信)
計	7,601	

(4) 基金積立金・標準事務費

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
基金積立金	4,513	○運用益の鳥取力創造運動推進基金への積み立て
標準事務費	2,737	
計	7,250	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 取組状況

- 平成25年度は鳥取力創造運動支援補助金の対象事業137件を採択し、県内各所での新たな地域づくりの機運の醸成につながった。また、既存の団体の活動に刺激を受けた他の団体が新しい実績をあげるなど、地域の力を引き出す補助制度として認識が高まってきている。
- 鳥取力実践団体登録制度により、268団体(平成26年1月10日現在)の登録を行うとともに、各登録団体の活動内容を鳥取力サイトに掲載し、情報発信や活動団体間の交流を促進した。
- 鳥取力創造まつりでは、活動団体の紹介コーナーの設置や交流会等を行うとともに、鳥取力創造運動活動表彰で他団体の活動のモデルとなる優良事例の表彰を行い、活動団体が自らを発信し、交流する契機として有効な場となっている。
- 鳥取力創造運動PR事業では、県内各地の地域づくり活動の代表例を新聞紙面、ホームページ等で紹介し、県民への啓発や活動団体のモチベーションの高まりを図った。
- 株式会社日経リサーチが各種自主調査に基づき実施する「日経リサーチアワード地域ブランド大賞」において、鳥取県の県民愛着度が前回(平成22年度調査)40位から10位に躍進し「県民愛着度躍進賞」を受賞したが、講評の中で「鳥取力創造運動により県の底力を上げようとする産業、教育等への取り組みが、県民に支持され定着してきた成果」との評価を受けた。

(2) 改善点

- スタートアップ型補助金の採択団体が活動の基盤を整備し、さらに継続的に活動できるよう、鳥取力創造運動支援補助金に「ステップアップ型」を新設する。
- 補助事業の効果を高めるために、発展型・ネットワーク型補助金事業については成果目標の設定及び事業評価のプロセスを導入する。
- 補助事業の概要・成果をホームページ等により公表し、鳥取力創造運動のさらなる普及や、他団体の取組充実に向けて参考になるものとする。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7071）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	
とっとり県民活動活性化センター事業	59,398	69,788	△10,390			58,777	621
トータルコスト	77,198千円（前年度 88,059千円） [正職員：2.3人]						
工程表の政策目標（指標）	総合ボランティアバンクを開設するほか、県民のボランティア参加やNPO、自治組織等の支援体制を構築し、県民参画による活動を推進する。						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

一般財団法人「とっとり県民活動活性化センター」にボランティア、地域づくり、NPO活動の支援業務を委託して、関係機関や行政等と連携しながら、県民によるさまざまな活動の推進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
「とっとり県民活動活性化センター」への委託	58,777	○ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に係る各種相談に対応 ・出前相談による相談、団体訪問による相談対応、各種専門家の派遣 ○各種団体の活動基盤強化のための講座、研修の実施 ・人材養成研修、団体の運営・活動のための各種講座等 ○各団体間や異分野団体とのネットワーク・連携の促進 ・交流会等、県内団体の視察、県外研修視察助成等 ○ホームページ、メーリングリスト、情報誌等を用いたボランティア団体、地域づくり団体、NPO団体の紹介やその活動等の情報の収集と発信 ○非営利公益活動広報補助金（2,000千円）
標準事務費	621	
計	59,398	

<センターの概要>

- 所在地：鳥取県倉吉市
- 代表者：理事長 山根到（非常勤）
- 役員：評議員5名、理事長他理事8名、監事2名
- 事務局体制：毛利葉センター常務理事兼事務局長他、常勤3名、非常勤1名の合計5名
※H25年度は、3名（事務局長他常勤1名、非常勤1名）
- 支援部門：ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動
※支部の設置を検討

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成25年2月に、任意団体「とっとり県民活動活性化センター」を立ち上げ、地域に出向いた相談会、広報力アップセミナーなどNPO等マネジメント能力向上を図る講座を実施した。
- 鳥取県及び県内全19市町村から出えんにより、平成26年1月23日に、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターを設立した。
- 県民の社会参画機会の創出、地域づくり活動の継続・発展、NPO等の育成・活動基盤の強化を目的に、より充実した相談対応、研修・講座の開催等支援業務を実施する。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

鳥取県創造課（内線：7071）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民の日総合推進事業	985	1,957	△972				985	
トータルコスト	10,272千円（前年度6,723千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	県民の日意識調査の実施、小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業の周知、施設無料開放協力の呼びかけ							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

1 主な事業内容（単位：千円）

取組	内 容	予算額
市町村・教育委員会・民間事業者等との連携	○【新規・拡充】ふるさとに誇りと愛着を持った人材育成（教育委員会との連携実施）	
	（ア）学校でふるさとについて学ぶ学習の推進 〔内容〕・鳥取県の成り立ちなどの指導に活用できるように小学生向けのわかりやすい小冊子を作成 ・授業等で小冊子を活用し、ふるさとについての学習を推進 ・歴史の専門家や地域の高齢者等を各学校に講師として派遣し、鳥取県の歴史や地域の魅力を講義いただく。 〔対象〕小中高校及び特別支援学校の児童、生徒 〔実施回数〕県内全域にて年間30回程度	855
	（イ）図書館と連携した取組 ・県民の日にちなんだ内容のパネル作成 ・県民の日前後に県立図書館、市町村立図書館、学校図書館等で巡回パネル展示	—
	（ウ）県民の日学校給食の取組充実 ・学校給食での「県民の日メニュー」の提供 ・地産地消の食材や県民の日の意義等を校内放送で紹介 ・栄養教諭によるふるさとの食の魅力を伝える食育指導	—
	（エ）ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 県内の小学校が県民の日に関する学習に併せて校外学習等を実施する際の経費を支援	(1,260) ※教育委員会で計上
	○県庁、各市町村役場等での県民の日啓発の取組 ・【新規】県庁及び各市町村役場等に県民の日のぼりを掲出、町内放送等で周知	—
	○企業、市町村等と連携した広報展開 ・大型商業施設で開催する県民の日フェアと連携したPR ・【新規】農協、商工会議所等の機関誌及び市町村報やホームページなどへの記事掲載 ・【新規】コンビニエンスストアでの啓発資料の配架	50
	○各種媒体による広報展開 県の広報媒体等を活用したPRを実施 ・【新規】テレビCM、新聞広告の活用 ・駅前広告塔、県政だより等の活用	—
	○県民の日関連事業の実施 県民の日前後に実施する事業を関連事業として周知	
	○体育施設・観光施設の無料開放・減免 県内各施設に対し、無料開放・入場料減免の協力依頼	—
効果測定の実施（県民意識調査等）	○効果測定の実施（県民意識調査等） 【新規】「とっとり県民の日」意識調査の実施 ・県民の日に対する取組の効果等について電子アン	80

	ケートによる意識調査を通じて効果測定を実施 ・学校現場でのアンケートにより、児童・生徒の意識調査を実施	
	合計	985

2 取組状況・改善点

(1) これまでの取組状況

年 度	取 組 内 容
平成16～21年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成16年度から平成19年度までは先人の功績をたたえるフォーラムを開催 ○平成20年度及び21年度は、NPO等と協働で県民の日を盛り上げるフォーラム等を実施
平成22～25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模イベントと連携した県民の日PRを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度（食のみやこ鳥取県フェスタ） ・平成23年度（とっとり産業フェスティバル） ・平成23～25年度（ガイナレ鳥取ホームゲーム） ○大型商業施設と連携した「とっとり県民の日フェア」を開催 ○学校給食やパンフレットを通じた子どもへの啓発、施設の無料開放、関連事業の実施、広報媒体を通じた啓発ほか

(2) 改善点

○平成25年度の事業棚卸し結果

- ・評価 抜本的見直し
- ・総括（コメント）の抜粋

適切な効果測定を実施するとともに、教育委員会や市町村・民間事業者との連携等、一層効果的、戦略的な取組について検討する必要がある。

○事業棚卸し結果をふまえた平成26年度の取組

効果測定については、県民意識調査、学校現場アンケートを実施する。

また、連携の強化については、各主体と連携する事業を新たに実施することとした。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7071)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	2,079	2,749	△670				2,079	
トータルコスト	25,296千円 (前年度 26,581千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	設立認証・認定・条例個別指定、指導監督、内閣府・関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の特定非営利活動法人(NPO法人)に対し、特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用を図るために必要な支援を行うとともに、非営利公益活動の促進を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
NPO法施行事務	1,979	○ NPO法等に基づくNPO法人の設立認証・認定・仮認定・条例個別指定及び監督 ○ NPO法人設立の手引き、マニュアル等の改訂
NPO法人設立説明会	50	NPO法人制度及び法人設立・運営に係る説明会を実施する。
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンターの会員となり、NPO支援情報の収集及び県内外NPO等との交流を行う。
計	2,079	

※非営利公益活動広報補助金 2,000千円(前年度 1,400千円)は、平成26年度からとっとり県民活動活性化センターに委託

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7070)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・島根広域連携協働事業	2,449	2,686	△237				2,449	
トータルコスト	5,545千円 (前年度5,864千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取・島根両県共通の地域課題に対して、NPO等の発想力と実行力を生かした事業提案を基に、広域連携協働事業を実施し、その解決を図る。

また、この取組を通し、両県の行政・民間の相互間の連携を促進し、県境を越えたネットワークの拡大と官民協働の地域づくりを促進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算	内 容
鳥取・島根広域連携協働事業	2,000	「鳥取・島根の広域連携」をテーマとする両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、選考の上、当該事業に対して助成する。 (1) 応募の条件 ・両県共通の地域課題の解決に資する提案であること。 ・両県の団体(NPO法人又は住民グループ)の共同提案であること。 ・両県の事業担当課と事前に協議し、双方で合意形成が図られた提案であること。 (2) 事業採択 選考は、両県の審査員による公開審査(プレゼンテーションあり)で行い、事業を採択(1事業)。 (3) 助成額と執行 ・事業実施に必要な経費に対し400万円を上限に助成(各県200万円ずつ) ・予算執行は提案に係る事業担当課が行う。
審査会等経費	129	・両県合同説明会 ・提案を選考する審査会 ・募集チラシ作成 ほか
標準事務費	320	
計	2,449	

3 これまでの取組状況、改善点

年度	事業名	事業概要
H21	フローラルの風～空飛ぶ種～事業	中海・宍道湖・大山圏域の耕作放棄地等において、家庭で眠る「花」の種を活用することにより、花の観光地、美しい景観を維持・創出する地域づくりを生み出し、観光振興につなげる。
	山陰両県をむすぶ観光バリアフリーの推進事業	鳥取・島根両県においてそれぞれ行われている、観光バリアフリーに関する情報提供の充実や人的なサポート体制づくりを、両県が連携し一体となって進めることで、山陰地方の観光バリアフリーの充実を図る。

年度	事業名	事業概要
H22	鳥取島根BDFネットワーク推進事業～地域油田を発掘せよ！～	山陰両県の民間ベースで行われている、廃食油の回収、精製、BDF活用の事業を、両県の団体、事業者のネットワークづくりを進めることで、廃食油リサイクルの気運を高める。
	森と村の学校プロジェクト	山陰両県の喫緊の課題である森林整備と山村振興により、都市の再生につなげる。
H24	「中海の魅力ある文化」再発見・体験・創造事業	かつての中海で培われた文化を今一度再発見し、体験し、さらに時代にあった新たな文化として創造し、広域的にすすめていくことで、中海に対する関心を高め、中海の水質浄化等自然再生への大きな原動力とする。
H25	出雲国・伯耆国の文化資源を活かした魅力あるまちあるき体験プログラム	「文化資源を活かしたまちづくり」と題し、出雲国と伯耆国の文化資源を活かしたまちあるきプログラムの開発・運営を通して、地域の文化資源の担い手を育成し、活用を促す。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
 1 項 労政費
 1 目 労政総務費

鳥取力創造課（内線：7070）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
シルバー人材センター活性化事業	8,895	8,668	227				8,895	
トータルコスト	10,443千円（前年度 10,257千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導、公益認定等業務							
工程表の政策目標（指標）								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成 安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する（公社）鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。（8,869千円）</p> <p>(2) シルバー人材センターに対する助言指導等（26千円）</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

鳥取力創造課（内線：7248）→

2項 企画費

事業実施：文化観光スポーツ局スポーツ課

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取方式の芝生化促進事業	(18,287)	(18,177)	(110)			(財産収入) (9) (基金繰入金) (17,927)	(351)	

トータルコスト 22,157千円（前年度 26,121千円）[正職員：0.5人]

主な業務内容 NPOとの連携、庁内関係課との連絡調整、普及啓発、支援事業の実施

工程表の政策目標（指標） 幼稚園・保育所・小学校の園庭・校庭の鳥取方式による芝生化を推進する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

子どもたちが自由に運動したり、遊んだりする保育所・幼稚園の園庭、小学校の校庭の芝生化について、NPO等の様々な主体と連携しながら拡大を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
県民等への情報発信、普及啓発	708	○「鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク」に、鳥取方式の芝生化を促進するイベント等の開催に要する経費を補助する。
芝生化の支援	16,246	○保育所・幼稚園の園庭芝生化への支援 ①1,000千円×5園＝5,000千円 ○小学校校庭芝生化モデル校への支援 ②500円/㎡×3校×7,000㎡（校庭平均面積） ＝10,500千円 ○芝生化に取り組む保育所・幼稚園及び小学校への指導助言 746千円
プロジェクトチームでの部局横断的な芝生化の促進	600	○庁内関係課に加え鳥取方式の芝生化を促進するNPOをアドバイザーとして迎えたプロジェクトチームで、部局横断的に芝生化に取り組む。
県施設の芝生化の積極的な検討	373	○県施設での芝生化に取り組むため、初期投資費用、維持管理費を含めて最適な芝生の導入手法を検討する。
標準事務費	360	
合 計	18,287	

3 これまでの取組状況、改善点

- 今年度新たに保育所・幼稚園を3園（大正保育園、めぐみ保育園、えるる子ども学園）、小学校を2校（会見小学校、日進小学校）の芝生化に対して支援を行った。
 - ・県内の保育所・幼稚園231園のうち、106園（約46%）が芝生化済（うち鳥取方式67園）
 - ・県内の小学校140校のうち、32校（約23%）が芝生化済（うち鳥取方式22校）
- 「鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク」と連携し、第3回「鳥取方式」芝生化アカデミーを平成25年9月29日（日）に開催し、約50名の参加者による交流を深めた。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線: 7070) →
事業実施: 文化観光スポーツ局スポーツ課
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ガイナレ鳥取と連携した地域づくり推進事業	(6,053)	(6,053)	(0)			(基金繰入金) (5,753)	(300)	
トータルコスト	10,696千円 (前年度10,025千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	委託事務の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県がガイナレ鳥取との間で締結した包括連携協定に基づき、県民がガイナレ鳥取の選手とふれ合い、相互理解と親近感の醸成を進める場を設けることにより、ガイナレ鳥取を鳥取の誇りと感じてもらいつつ、充実した県民生活や地域の活性化を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算	内 容
鳥取方式の芝生化とスポーツを通じた地域づくり事業	5,753	<ul style="list-style-type: none"> 全ての地域住民の方を対象に、体を動かして楽しめるいろいろな遊び、スポーツを開催する。 事業と並行して鳥取方式の芝生化の魅力を感じてもらふことで、芝生化の理解促進を図る。 (東部地区、中部地区、西部地区でそれぞれ開催。) ガイナレ鳥取が自治会、地域づくり団体、幼稚園等へ訪問し、協働して地域イベント等に取り組み、その上で地域の子どもたちと体を動かしながら触れ合う。 (年間30回程度実施を予定。)
標準事務費	300	
計	6,053	委託先: 株式会社SC鳥取

3 これまでの取組状況、改善点

事業内容	H24年度	H25年度(見込)
サッカー教室またはスポーツ教室の企画・運営及び鳥取方式の芝生化のPR	19回	34回
地域住民とふれあう取組への選手派遣	30回	30回

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

鳥取力創造課（内線：7248）→

2項 企画費

事業実施：文化観光スポーツ局スポーツ課

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「新生」鳥取マラソン支援事業	(5,080)	0	(5,080)			(基金繰入金) (5,000)	(80)	
トータルコスト	6,628千円（前年度0円）[正職員：0,2人非常勤職員：0人]							
主な業務内容	大会運営・実行委員会等調整、負担金支出							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
競技力の向上及びスポーツによる地域振興に資するため、規模を拡大・充実して平成25年度から新たにスタートした「鳥取マラソン」を実施する実行委員会に対し、所要の経費を負担する。								
2 主な事業内容								
○鳥取マラソン2015（平成27年3月開催予定）に係る県負担金(5,000千円)								
○標準事務費(80千円)								
3 参考（鳥取マラソン2014の概要）								
ア 実施日	平成26年3月16日（日）							
イ 種目	フルマラソン（42.195km）、日本陸連登録の部男女、一般の部男女（全て18歳以上）							
ウ コース	砂丘をはじめとして鳥取市内を巡るコースを設定（日本陸連公認） 鳥取砂丘オアシス広場付近（スタート）～ 仁風閣・鳥取城跡・鳥取県庁前 ～ 宇倍神社 ～ 鳥取環境大学付近 ～ とりぎんバードスタジアム ～ 円通寺橋 ～ 豊実公民館 ～ コカ・コーラウエストスポーツパーク陸上競技場（フィニッシュ）							
エ 定員	3,000人							
オ 参加料	7,000円							
カ 主催	鳥取県、鳥取市、鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社							
キ 主管	鳥取マラソン実行委員会 （官民連携による実行委員会を構成、関係団体として県、県教委、鳥取市、鳥取市教委、鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社ほか）							
ク 事業費	54,800千円 （財源内訳：県7,500千円、鳥取市8,000千円、新日本海新聞社15,600千円、参加料等23,700千円）							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7071)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(廃止) 新しい公共支援事業	0	2,864	△2,864					
トータルコスト	0千円 (前年度9,219千円)							
事業内容の説明 国の交付金が平成25年度までであったため、廃止。								

平成26年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（未来づくり推進局）

(単位：千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち未来づくり推進局								
	1項 総務管理費			2項 企画費					
			1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費		1目 企画総務費	2目 計画調査費	
1 報酬	542,417	27,217	21,660	2,126	18,940	594	5,557	80	5,477
2 給料	2,879,178	169,924	169,924	169,924					
3 職員手当等	4,587,711	85,100	85,100	85,100					
4 共済費	1,114,108	65,169	64,675	61,701	2,974		494		494
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	22,591								
7 貸金	34,770								
8 報償費	281,995	4,605	2,745		2,745		1,860		1,860
9 旅費	242,188	15,235	4,743	1,000	3,456	287	10,492	3,735	6,757
費用弁償	28,265	3,859	704		604	100	3,155	49	3,106
普通旅費	164,285	9,356	3,142	1,000	1,957	185	6,214	3,686	2,528
特別旅費	49,638	2,020	897		895	2	1,123		1,123
10 交際費	3,600								
11 需用費	543,818	40,433	36,276	1,500	34,656	120	4,157	1,632	2,525
12 役務費	575,718	154,126	148,326	2,900	145,424	2	5,800	4,110	1,690
13 委託料	4,509,342	190,298	123,514		123,514		66,784	2,000	64,784
14 使用料及び賃借料	653,372	16,636	10,335	400	9,915	20	6,301	3,901	2,400
15 工事請負費	1,058,555								
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	74,534	116	116		116				
19 負担金、補助及び交付金	7,886,441	111,695	27,778		27,710	68	83,917	35,457	48,460
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	186,000								
24 投資及び出資金									
25 積立金	170,832	4,513					4,513		4,513
26 寄付金									
27 公課費	223								
28 繰出金									
予備費									
計	25,369,893	885,067	695,192	324,651	369,450	1,091	189,875	50,915	138,960
財源									
国庫支出金	1,722,091								
地方債									
その他	1,610,447	114,330	1,748	10	1,508	230	112,582		112,582
一般財源	22,037,355	770,737	693,444	324,641	367,942	861	77,293	50,915	26,378

平成26年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	5款 労働費				未来づくり 推進局 合 計
	うち未来づくり推進局				
	1項 労政費				
	1目 労政総務費				
1 報 酬	175,808				27,217
2 給 料	173,618				169,924
3 職員手当等	88,250				85,100
4 共 済 費	85,768				65,169
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賞 金					
8 報 償 費	418,529				4,605
9 旅 費	18,108				15,235
費用弁償	9,612				3,859
普通旅費	5,219				9,356
特別旅費	3,277				2,020
10 交 際 費	50				
11 需 用 費	39,960	26	26	26	40,459
12 役 務 費	13,896				154,126
13 委 託 料	2,047,065				190,298
14 使用料及び賃借料	52,738				16,636
15 工事請負費	51,134				
16 原 材 料 費					
17 公有財産購入費					
18 備 品 購 入 費	3,007				116
19 負担金、補助及び交付金	484,928	8,869	8,869	8,869	120,564
20 扶 助 費	298				
21 貸 付 金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積 立 金	5,278				4,513
26 寄 付 金					
27 公 課 費	51				
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	3,658,506	8,895	8,895	8,895	893,962
財 源					
国庫支出金	1,017,981				
地方債					
内 其 他	1,437,547				114,330
訳 一 般 財 源	1,202,976	8,895	8,895	8,895	779,632

節 の 明 節 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	非常勤職員 1人
給 料	一般職員 46人
3目 広報費	
報 酬	非常勤職員 9人
	付属機関審査委員 8人
負担金、補助及び交付金	鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金 26,510
	協働提案・連携推進事業 事業計画補助 1,200
4目 文書費	
報 酬	情報公開審議会委員 5人
	個人情報保護審議会委員 5人
負担金、補助及び交付金	情報公開をめぐる法実務参加負担金 68
2項 企画費	
1目 企画総務費	
報 酬	鳥取・島根広域連携協働事業審査会委員 4人
負担金、補助及び交付金	全国知事会負担金 7,898
	中国地方知事会負担金 1,282
	近畿ブロック知事会負担金 250
	分権型政策制度研究センター負担金 400
	関西地域振興財団(大阪湾ベイエリア開発推進機構)負担金 1,750
	関西広域連合負担金 23,227
	日本海沿岸地帯振興連盟負担金 600
	日本NPOセンター会費 50
2目 計画調査費	
報 酬	非常勤職員 2人
	県政顧問 12人
	県政アドバイザースタッフ 27人
	北東アジア経済交流顧問 1人
	パートナー県政推進会議委員 14名
	教育協働会議委員 6名
	協働提案・連携推進補助金審査会委員 11人
	鳥取力創造運動支援補助金審査会委員 10人
負担金、補助及び交付金	中国地方総合研究センター負担金 450
	協働提案・連携推進補助金 14,000
	鳥取力創造運動支援補助金 34,010
積 立 金	鳥取力創造運動推進基金積立金 4,513
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
負担金、補助及び交付金	(社)鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金 8,869

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円		
						国庫支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円			
とりネットCMSサーバ等賃借料及び運用管理委託	25,124			平成27年度から 平成31年度まで	限度額に同じ						限度額に同じ
協働提案・連携推進事業補助	補助金総額8,000千円 を限度として、平成26 年度に交付決定した 額から平成26年度に 交付した額を差し引い た額			平成27年度	限度額に同じ					8,000	
鳥取力創造運動支援補助	補助金総額4,000千円 を限度として、平成26 年度に交付決定した 額から平成26年度に 交付した額を差し引い た額			平成27年度	限度額に同じ						4,000

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取力創造運動をより一層推進するため、地域づくりの観点からの専門的知見や住民意見を導入し総合的に調査審議を行う附属機関を新設するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(新設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取力創造運動推進委員会</td> <td style="text-align: center;">鳥取力創造運動の推進に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 委員の構成 学識経験者、地域づくり活動有識者、地域づくり支援団体・実践者、県民（公募）など10名以内</p> <p>(2) 調査審議の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取力創造運動実践向上のための指導及び助言 ・鳥取力創造運動支援補助金に係る審査基準の設定 ・鳥取力創造運動支援補助金に係る申請事業の審査及び採択の決定 ・鳥取力創造運動支援補助金対象事業のフォロー、評価及び助言 ・鳥取力創造運動活動表彰に係る応募事案の審査及び表彰 <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>	名 称	調査審議する事項	鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項
名 称	調査審議する事項				
鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項				

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項	鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項
鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>関西広域連合規約の変更に関する協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 関西広域連合の次期広域計画の策定に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 規約の改正理由 関西広域連合では、広域連合の処理する事務として、7つの広域事務の重点的な取組方針などを明示した広域計画を定めている。設立当初に策定した現在の計画は平成25年度までであり、次期広域計画の策定の検討を進めてきたところである。この度、文化振興、農林水産業振興等についても計画に具体を記載し、広域連合の事務として取り組むこととなったため、次のとおり規約改正を行うものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「広域観光・文化振興分野」の具体的な事務の内容として、次を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの ○「広域産業振興分野」の具体的な事務の内容として、次を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の区域内消費の拡大、競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務 ○「広域環境保全分野」の具体的な事務の内容として、次を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全に関する事務 ・廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務 ・環境学習の推進に関する事務 <p><規約改正の施行期日> この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																															
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～カ 略 <u>キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの</u></p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～エ 略 <u>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</u> <u>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 略 イ <u>野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務</u> ウ <u>廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</u> エ <u>環境学習の推進に関する事務</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第20条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	略			事業費	略	略	第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費			略			<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～カ 略</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～エ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 略 イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第20条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	略			事業費	略	略	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費			略		
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																															
略																																	
事業費	略	略																															
第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費																																	
略																																	
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																															
略																																	
事業費	略	略																															
第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費																																	
略																																	

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2 以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第 6 条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの

ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下本号において「法」という。）

第 48 条第 1 項に規定する防災訓練に関する事務

イ 法第 49 条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務

ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務

エ 防災に資するための人材の育成に関する事務

オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務

カ 防災に係る調査研究に関する事務

(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第 19 条から第 27 条まで及び第 32 条（第 1 項を除く。）

から第 34 条までに規定する事務

イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第 4 条（第 3 項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務

(イ) 法第 4 条第 1 項第 3 号に規定する観光経路の設定に関する事務

ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第 14 条（第 1 項を除く。）から第 20 条まで（法第 24 条で準用する場合を含む。）に規定する事務

エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの

オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの

カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの

キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務

イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務

ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務

エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務

カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）

第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務

(イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務

(ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの

イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの

ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの

(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務

イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務

ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務

(8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務

(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号まで

に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号(アからウまでに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事務に限る。))及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

- 3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務(広域連合の区域外の事務であつて、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。)を処理する。

(事務の追加)

第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。

- 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。

- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、36人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

- 2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、第1号に定める人数(以下本項において「府県定数」という。)を基準として、第2号に定める人数とする。

- (1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。)

250万未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

- (2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

構成団体	人数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数
構成指定都市	次に掲げる指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数 ア 大阪市 3人 イ 京都市、堺市及び神戸市 2人

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

4 前3項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

- 第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。
- 2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。
 - 3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。
 - 4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。
 - 5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。
 - 6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(広域連合協議会の設置)

- 第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

(選挙管理委員会)

- 第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

- 第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

- 第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

- 第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入

(3) 前2号に掲げる収入以外の収入

2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割、事業所数割又は第1次産業就業者数割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。

(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、事業所数又は第1次産業就業者数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。

(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。

3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

（規則への委任）

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（検討）

2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（広域連合の処理する事務に係る経過措置）

3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。

4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。

（負担金の徴収に係る経過措置）

5 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。

6 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者数割」とある

のは、「均等割」とする。

- 7 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

附 則（平成24年1月25日総行市第1号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
（負担金の徴収に係る経過措置）
- 2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。

附 則（平成24年4月23日総行市第41号）

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則（平成24年8月14日総行市第107号）

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則（平成25年3月29日総務大臣届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
（負担金の徴収に係る経過措置）
- 2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

附 則（平成25年8月12日総行市第117号）

（施行期日）

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
（広域連合議員の人数に係る経過措置）
- 2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。

附 則（平成26年 月 日総行市第 号）

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

別表（第20条関係）

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからオまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規	滋賀県、京都府、大阪府、	受験者数割 10分の10

定する事務に係る経費	兵庫県、和歌山県及び徳島県	
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考

- 1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。
- 7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

